第三十七条第一項中「しやへいするため、又は」を「遮蔽するため、若しくは」に、「ひろがり」を「広がり」に改め、同条第二項中「もれない」を「漏れない」に、「こん包」を「梱包」に改める。

第三十八条第一項中「緊急作業」の下に「その他の作業」を加える。

第四章の二中第四十一条の四を第四十一条の十二とし、第四十一条の三を第四十一条の十一とし、第四章中第四十一条の二の次に次の一節を加える。

第二節　事故由来放射性物質に係る汚染の防止

（事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示）

第四十一条の三　事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）により汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処分の業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によつて明示しなければならない。

（事故由来廃棄物等取扱施設）

第四十一条の四　処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の作業施設を設け、その施設内で行わなければならない。

2　第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業施設（以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。）について準用する。

（事故由来廃棄物等取扱施設の構造等）

第四十一条の五　処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の内部の壁、床その他汚染のおそれがある部分については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一　気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で作られていること。

二　表面が平滑に仕上げられていること。

三　突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。

四　液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。

2　処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんの飛散を抑制する措置を講じなければならない。

3　処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、その出入口に二重扉を設ける等、汚染の広がりを防止するための措置を講じなければならない。

（破砕等設備）

第四十一条の六　処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物の破砕、選別、圧縮又は濃縮等を行うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならない。

一　気体による汚染のおそれがある場合　気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二　液体による汚染のおそれがある場合　液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三　粉じんによる汚染のおそれがある場合　粉じんが飛散するおそれのない設備

2　第三十三条第二項の規定は、破砕等設備（前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。）について準用する。

（ベルトコンベア等の運搬設備）

第四十一条の七　処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物を運搬するときは、第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用いた場合、又は同項ただし書の措置を講じた場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならない。

一　気体による汚染のおそれがある場合　気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二　液体による汚染のおそれがある場合　液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三　粉じんによる汚染のおそれがある場合　粉じんが飛散するおそれのない設備

2　第三十三条第二項の規定は、ベルトコンベア等の運搬設備（前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。）について準用する。

（埋立施設）

第四十一条の八　処分事業者は、事故由来廃棄物等又は汚染物を埋め立てるときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた埋立施設において行わなければならない。

2　第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の埋立施設について準用する。

（準用）

第四十一条の九　第三条第四項（第三十三条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条、第二十六条本文、第二十七条第一項及び第二項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条（第四項を除く。）並びに第三十八条から第四十一条の二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条	放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	事故由来廃棄物等取扱施設
第二十六条本文	放射性物質を	事故由来廃棄物等を
	放射性物質の	事故由来廃棄物等の
	労働者とその放射性物質との間に、その飛沫（まつ）又は粉末が労働者の身体又は衣服、履（はき）物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため板、幕等の設備を設けなければならない。	当該作業に従事する労働者に第四十一条の九において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。
第二十七条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
	鉗（かん）子、ピンセット等	スコップ等
第二十八条	放射性物質が	事故由来廃棄物等が
	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設